

大田区積立基金条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、「新型コロナウイルス対策特別資金」に係る利子補給金に充当するため、別表に「新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金」を追加する。

2 施行日

公布の日とする。

3 用途

大田区中小企業融資あっせん制度「新型コロナウイルス対策特別資金」に係る利子補給金に充当する。

大田区積立基金条例（昭和 39 年条例第 8 号）新旧対照表

新	旧
○大田区積立基金条例 昭和 39 年 4 月 1 日 条例第 8 号	○大田区積立基金条例 昭和 39 年 4 月 1 日 条例第 8 号
第 1 条から第 7 条まで（略） 別表（第 1 条関係）	第 1 条から第 7 条まで（略） 別表（第 1 条関係）
名称	名称
公共施設整備資金積立基金	公共施設整備資金積立基金
減債基金	減債基金
羽田空港対策積立基金	羽田空港対策積立基金
文化振興基金	文化振興基金
自転車等駐車場整備資金積立基金	自転車等駐車場整備資金積立基金
地域力応援基金	地域力応援基金
福祉事業積立基金	福祉事業積立基金
新空港線整備資金積立基金	新空港線整備資金積立基金
給付型奨学金積立基金（末吉育英基金）	給付型奨学金積立基金（末吉育英基金）
勝海舟基金	勝海舟基金
防災対策基金	防災対策基金
子ども生活応援基金	子ども生活応援基金
大学等進学応援基金	大学等進学応援基金
新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	（新設）
付 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	